

勝山市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

平成27年 7月22日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

住民監査請求監査結果

第1 請求書の受付

1 請求人 (省略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成27年6月5日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による、請求の趣旨及び措置要求並びに請求の理由は次のとおりである。(原文のとおり)

第1 請求の要旨

1 違法不当な公金支出

勝山市議会は、観光庁が平成25年に公募した「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に関し、勝山市議会議員たる松村治門議員が勝山市議会政治倫理条例に違反する関与を行った恐れがあるとして、平成27年4月17日に市議会本会議を開催し、当該条例に基づく調査特別委員会の設置並びに調査費用を含む補正予算案を可決した。同日に調査特別委員会が開催された後、調査として予算執行が行われている。

当該委員会の設置根拠たる証拠は不十分であるだけでなく、杜撰な調査により市内事業者に対して経済的損害が及んでいる。かかる行為は、地方自治法第2条第14項が事務処理に当たって住民の福祉の増進に努めるものとすることを求め、地方財政法第4条第1項が地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて支出してはならないと定めていることに反するものである。

以下理由を具体的に述べる。

2 理由

(1) 委員会設置の証拠が揃っていないこと

勝山市議会政治倫理条例に基づき調査特別委員会を設置するためには、当該条例に違反する恐れがあるに足る証拠を添付することが求められる。4月17日に議会運営委員会の4名の議員から上程された議案に添付されていたのは、議長公用車の運行記録並びに4月3日付の県民福井新聞の記事であった。

勝山市議会政治倫理条例に違反する恐れがあるとして、松村治門議員に対する質疑が行われたのは3月定例会中における予算委員会、3月定例会最終日の全員協議会、及び3月30日における任意の会議の都合3回であった。しかしながら、議長公用車の運行に関する質疑は一切行われていない。この件については、当の松村治門議員に聞き取りを行い確認済みである。したがって、議長公用車の運行記録を倫理条例違反の証拠とする根拠はない。

また、4月3日の県民福井新聞の記事を証拠とする根拠については、5月20日の調査特別委員会において山田安信委員から「議事録が間に合わないため、新聞記事を証拠とした」との発言があった。しかしながら、勝山市議会政治倫理条例違反に基づき調査特別委員会を決定した3月30日の会議は、松村治門議員が他の市議会議員に対して説明をするために同議員が招集した任意の会議であり、議会事務局

職員は同席していない。このため公式な議事録は存在しない。通常、新聞記事を証拠として提出するのは、議員が飲酒運転で逮捕されるといった確定的事実報道がなされた場合である。議員たちが自分で騒いでそれを記事にさせ、それを証拠として提出するがごときは、まさに自作自演と言えよう。

かくのごとき、証拠も不十分である議案に基づき設置された委員会は、その設立根拠があいまいであり、その調査費用として公金の支出は認められない。

(2) 杜撰な調査に基づく市内事業者の損害について

3月30日に開催された会議においては、松村治門議員は補助説明要員として2名の民間人を同席させた。本監査請求の請求者でもあるT氏とA株式会社(石川県金沢市古布〇〇〇)代表取締役U氏である。

勝山市議会議員北山謙治氏並びに勝山市議会議員帰山寿憲氏は、同日の会議において松村治門議員が国の委託事業費用を私したと強硬に主張した(証拠1番)。しかしながら、観光庁の事業スキームにおいて事業費は(株)Bから民間事業者へ直接支払いがされることになっており、松村治門議員が私することはできない。仮にそれを可能にする唯一の方法は、民間事業者からのキックバックを松村治門議員が取得するよりない。U氏は、北山議員並びに帰山議員の度重なる発言を聞き、自身が勝山市議会から不当な嫌疑をかけられていると感じ、その非礼さに対して強い不信感を抱いた。

本請求の請求人の一人である(株)C代表取締役S氏は、後日、勝山市の企業との取引を継続しがたい旨をU氏より告げられ、締結された契約を破棄されるに至っている。

調査特別委員会がなした杜撰な調査でも市内事業者に被害が発生している。正当な調査を実行するのであれば、松村治門議員が携わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に関して、松村治門議員本人から詳細な事情を聴取し、それを基礎として調査をすべきであるが、3月30日の会議録(証拠1番)からも明らかのように、当該事業に対する聴取は不十分であった。加えて、調査特別委員会が開催された後も、松村治門議員から詳しく事業内容を聴取したのは5月20日の委員会が初めてであった。この事業の概要・経過・成果並びに国と松村氏がどのような協議を経ながら事業を進めたか等について、松村治門議員から説明を聴取した上で調査にかかるべきであるにもかかわらず、事業の概要も理解せずに行った調査は、その内容が杜撰であるばかりでなく手段においても常軌を逸している。5月8日に調査特別委員会から(株)D(石川県金沢市新保本〇〇〇)に対して調査票が送付された。これは、調査の目的も明らかにせず一方的に回答を要求する文書をF a xにて送り付けるものであった(証拠2番)。加えて、その質問状の内容は、前述のとおり事業に対する十分な理解がないため簡素かつ不適切なものである。同社はこの非礼に対して強い不快感を示すとし、勝山市内事業者に対して商取引を今後差し控えたい旨の意思表示をなしている。恐竜カレーといった市内製品の販路を拡大する上で欠かせない企業との信頼関係を著しく損なわれた被害は計り知れない。

また、市内事業者の営業担当者が永平寺町の民間事業者に行った際に、「松村議員の事業に携わった者だが、一体勝山市は何をやっているのか」「確かに事務的なミスはあったかもしれないが、一生懸命にやってくれた人に対する仕打ちとは思えない」として不快感をあらわにする数社が存在している。

調査委員会の委員のひとりである山田安信議員は、調査委員会で知りえた情報を

捻じ曲げて解釈し、自身の市政報告で広く市民に伝えるに及んでいる(証拠3番)。調査対象に関する理解も進まぬうちにこのような軽挙に及ぶことは、杜撰な調査を象徴しているだけでなく、いたずらに市民に対して誤解を植え付ける行為と言える。

松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」において国が採択した事業の趣旨は、北陸新幹線金沢駅開業を控えて民間企業レベルでの交流を深めることにあった。その成果を損ない、市内企業と金沢の企業とのパイプを切り、勝山市経済に実損をもたらすばかりでなく、当該事業に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なう杜撰な委員会調査は、市民の福祉向上に寄与しない。

3 結論

以上の点からみて、設置の根拠に乏しい調査委員会の調査費用の支出を継続し、杜撰な調査で市内経済に実損を与え続けることは、地方自治法第2条第14項並びに地方財政法4条1項の趣旨に反するため、市長はこれらの支出を停止する措置をとる義務がある。

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。特に、調査委員会の杜撰な調査は現在も進行中であり市民福祉を損ね続けているので、早急な勧告を求める。

勝山市議会政治倫理条例に基づき設置された政治倫理調査特別委員会に対する支出を早急に停止せよ。

以上のとおり地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を附して監査委員に対し、本請求をするものである。

事実証明書 (掲載省略)

証拠1番 3月30日に開催された会議の音声記録

証拠2番 政治倫理調査特別委員会から(株)Dに送付された調査票

証拠3番 山田安信議員が発行した市政報告

4 監査委員の除斥

監査委員のうち北山謙治監査委員については、直接の利害関係を有することから、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条第1項所定の要件を具備しているものと認め、平成27年6月25日をもって受理し、監査することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述内容を勘案して、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 証拠も不十分である議案に基づき設置された議員政治倫理調査特別委員会である

ことから、このような委員会の活動費用を支出することは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。

- (2) 杜撰な調査により勝山市経済に実損をもたらすとともに、松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なうとしており、そのような調査を行う議員政治倫理調査特別委員会の調査費用を支出することは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。

2 監査対象部局

勝山市議会事務局

勝山市企画財政部財政課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、140名の請求人のうち2名が出席し、請求の趣旨を補足するための陳述を行った。また、6月23日に追加資料として、委託者石川県金沢市の〇〇〇代表取締役U氏と(株)C代表取締役S氏との「業務委託契約書」と委託者〇〇〇代表取締役U氏から(株)C代表取締役S氏あての「契約解除通知書」が提出された。

陳述期日及び場所

平成27年7月7日(火) 勝山市役所 第1会議室

4 監査対象部局に対する事情聴取

監査対象部局に関係資料の提出を求めるとともに関係職員から事情聴取を行った。

聴取期日及び場所

平成27年7月9日(木) 勝山市役所 監査委員事務局室

第3 監査の結果

地方自治法第242条の要件

地方自治法第242条に定める住民監査請求については、同条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

まず、監査対象事項（１）「証拠も不十分である議案に基づき設置された議員政治倫理調査特別委員会であることから、その委員会の調査費用を支出することは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。」について、監査の結果を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局から関係資料の提出を求め調査するとともに関係職員の事情聴取を行い、議員政治倫理調査特別委員会の設置の経緯について、次のとおり事実関係を確認した。

平成27年3月16日の3月定例市議会予算委員会及び同年3月19日の全員協議会において、平成25年2月に観光庁が公募した「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に嶺北ふるさと創造観光協議会が提案し、採択された事業取組に疑義があるとして同協議会事務局長である松村治門議員に対して、説明を求め質疑が行われた。その後任意の会議が同年3月30日に開催された。

同年4月9日に開催された議会運営委員会では、これまでの会議での議論を踏まえて松村治門議員に対する、勝山市議会議員政治倫理条例第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否に関する調査について協議され、同条例第5条の規定に基づき、議員4名から4月9日付けで、議長に対し同条例第3条第1号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に違反するとして（1）松村議員の議長在職時の議長公用車の不適切な使用」を証する資料、及び（2）松村議員が関わっている「嶺北ふるさと創造観光協議会」に関する疑義を証する平成27年4月3日付日刊県民福井の記事を添付し調査請求することが決定された。

その決定に基づき議長に提出された調査請求書は、議長が受理し4月17日開催の勝山市議会臨時会において、同条例第6条の規定に基づき議長が「議員政治倫理調査特別委員会の設置について」を会議に諮り議決を得て、8名の委員で構成する議員政治倫理調査特別委員会が設置された。その後、調査特別委員会は10回にわたり委員会が開催され慎重に調査等が進められ、6月定例市議会では、その調査の中間報告が行われた。

また、この度の議員政治倫理調査特別委員会の調査費用を計上した平成27年度勝山市一般会計補正予算（第1号）については、予算は、地方自治法第1条の2第1項により、住民の福祉の増進を図るため、これを適正かつ能率的に達成するうえで必要な活動であるということであり、必ずしも経済的利益獲得のための活動を伴うことを全くもたらさない活動もあり得るものであること、また、地方財政法第3条第1項により「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算出し、これを予算に計上しなければならない。」と定められており、その趣旨に基づき、市長が調査特別委員会の調査費用として必要とする予算を編成し、議案として同臨時会に上程され可決された。

その調査特別委員会に対する予算付けについては、地方自治法第222条第1項により、「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならない。」と定められているため、同臨時会に議員政治倫理調査特別委員会の設置と併せて一般会計補正予算（第1号）を上程し可決されたところである。

その予算付けの内容及び執行状況を確認すると、補正予算では議員活動費として2

48千円が計上され、中間報告時には中部運輸局への旅費が主で47,292円が執行されている状況であり、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると思われ、その支出については適正に事務処理されていた。

2 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認するとともに本件請求について次のように判断する。

請求人は、請求の理由で「証拠も不十分である議案に基づき設置された委員会は、その設立根拠があいまいである。」と主張していることに対して、議員政治倫理調査特別委員会については、勝山市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、所定の手続きを経て4月17日の勝山市議会臨時会において、議決を得て設置されていると確認した。

なお、昭和37年3月7日最高裁判決により「地方公共団体の監査委員の権限は長以下の執行機関の行為の適否、当否に限られ、議会の議決の当否に及ばない。」と判示されている。よって議会の議決の当否については監査委員の権限の範疇外であると判断する。

次に、請求人が、請求の理由で「勝山市議会政治倫理条例違反に基づき調査特別委員会を決定した3月30日の会議」と記述しているが、調査特別委員会の設置については4月17日の同臨時会において、議決を得て設置されているので、その部分の記述は、本件監査請求の証拠になりえないと判断する。

また、調査特別委員会の調査費用を計上した一般会計補正予算（第1号）の執行状況を確認すると、主に中部運輸局への調査のための委員等の旅費が執行されており、その支出手続きは適正に行われていたことを確認した。

3 結論

「証拠も不十分である議案に基づき設置された議員政治倫理調査特別委員会であることから、その委員会の調査費用を支出することは違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。」については、上述のごとく違法若しくは不当な公金の支出は認められず、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨に反するとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

次に、監査対象事項(2)「杜撰な調査により勝山市経済に実損をもたらすとともに、松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なうとしており、そのような調査を行う議員政治倫理調査特別委員会の調査費用を支出することは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。」について、監査の結果を述べる。

4 事実関係の確認

(1) 「杜撰な調査」について

杜撰な調査の説明として、3月30日開催の会議を挙げているが（証拠1：3月30日の会議録）、これは議員政治倫理調査特別委員会設置前、すなわち松村議員が主催した任意の会議であり、調査特別委員会の調査ではないことから本件監査請求の調査委員会の杜撰な調査の証拠としては認めがたい。

次に、調査目的も明らかにせず一方的に回答を要求する文書をファックスで送りつ

けた（証拠2：株Dへの調査票）とあるが、調査の結果、株Dへのファックスは、5月8日付けで送信され、電話応対者にはあるが事前に電話で調査依頼を行い、ファックスを送ることを伝え、ファックスした後、着信の確認をするとともに書類の確認と調査への協力を依頼している。またファックス文書には事前に電話にて依頼した旨の記述、調査理由も簡潔に記載されていることを確認した。その後期限内の5月12日までに回答がないことから、5月15日付けで改めて依頼文書を郵送しており、5月20日付けで株Dから回答がなされている。

（2）「勝山市経済に実損をもたらす」ことについて

「勝山市経済に実損をもたらす」ことについて、6月23日に追加の証拠が提出され、株Cが石川県金沢市の〇〇〇との契約を破棄されたことをもって証拠としているが、添付の「契約解除通知書」には「弊社代表取締役Uが3月30日において勝山市議会において不当な嫌疑をかけられたことは弊社の名誉を著しく損なうものであり・・・」と記載されていることから、3月30日の会議が契約破棄の原因と判断できる。

また、「御社の行動がかかる事態を招いたことは明白であり、前述業務委託契約書第7号第3号を適用し本契約を解除するに至りました。」とあり、これは当初の委託契約の契約解除として、第7条（3）の「本契約を継続しがたい重大な信用違反事由が発生したとき」を適用して、御社すなわち株Cの責任を指摘していると判断でき、議員政治倫理調査特別委員会の調査責任については言及されていない。

さらに、株Dが、調査に対し強い不快感を示し勝山市内の業者との取引を今後差し控えたい旨の意思表示を示しているとし、市内製品の販路を拡大するうえで欠かせない企業との信頼関係を著しく損なわれたとしているが、具体的な証拠は何も示されていないし、また、勝山市経済に実損をもたらすとあるが、具体的な記載がなく証拠も添付されていない。

（3）「近隣市町の民間事業者との関係を損なう」ことについて

松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なうとしているが、具体的な内容の記載がなく証拠も添付されていない。

5 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認するとともに本件請求について次のように判断する。

（1）「杜撰な調査」について、証拠として提示している3月30日の会議は、議員政治倫理調査特別委員会設置前の会議であり、本件監査請求の証拠としては認めがたい。

株Dへの調査依頼に関しては事前に電話連絡をし、送付文を付しファックスで依頼しており、指摘のように一方的に回答を要求する文書を送りつけたとは言いがたい。さらに後日依頼文書を郵送し、株Dの理解と協力のもと回答を得ていることから、調査が杜撰であったとは認められないと判断する。

また、山田安信議員が発行した市政報告については、個々の議員の議員活動の一環としての広報活動であり監査委員の権限の範疇ではない。

（2）「勝山市経済に実損をもたらす」ことについて、株CがA株との契約を破棄された要因は、前記のように、契約解除通知書から、3月30日の会議が原因であり、株C

の責任を指摘していると解され、議員政治倫理調査特別委員会については言及されていないことから、本件監査請求の証拠としては認めがたい。

また、(株)Dが、調査に対し強い不快感を示し勝山市内の業者との取引を今後差し控えたい旨の意思表示を示しているとのことについては、具体的な証拠が示されておらず、勝山市経済に実損をもたらしているとは認められないと判断する。

(3)「近隣市町の民間事業者との関係を損なう」ことについては、松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なうとしているが、具体的な証拠が示されておらず、その根拠が明確でないと判断する。

6 結論

「杜撰な調査により勝山市経済に実損をもたらすとともに、松村治門議員が関わった「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近隣市町の民間事業者との関係を損なうとしており、そのような調査を行う議員政治倫理調査特別委員会の調査費用を支出することは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。」については、上述のごとく違法若しくは不当な公金の支出は認められず、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の趣旨に反するとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、観光事業については、市、観光協会、商工会議所及びその他関連事業者等が一体となり互いに緊密に連携し取り組むことにより、市民の理解も得られ事業も持続的に遂行・発展するものと思われる。かかる観点からすれば本件はそのような配慮が若干不足した結果、種々の問題が発生したことと思われ誠に残念である。